

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 5 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 寺師 清満

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年5月25日(火) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美観光ホテル 2階 松の間
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員
なし

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
住用分室長 久保田 義男 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・6月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 非農地認定についての決定について
議案第30号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(編入)

議案第31号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について

議案第32号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

なお、本日の総会は新型コロナ感染拡大防止による措置といたしまして、農地利用最適化推進委員の出席は、見合わせていることをご承知おきください。

これから、令和3年第5回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、12番 寺師 委員と、14番 濱手 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第26号から議案第32号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第 3

議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

議案第 26 号の 3 条許可申請について

2 ページをお開き下さい。

NO. 22 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 2,760 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は タンカン（果樹）を栽培する予定であり、新規農家となります。

また、営農計画書も添付されております。

11 ページをお開きください。

NO. 23 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 1,097 m²で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は サトウキビとスイカ等を栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

22 ページをお開きください。

NO. 24 は、譲渡人が所有する 3 筆の土地 4,397 m²で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は サトウキビとスイカ等を栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

35 ページをお開きください。

NO. 25 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 5,051 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は サトウキビを栽培する予定であり、新規農家となります。

また、営農計画書も添付されております。

45 ページをお開きください。

NO. 26 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 5,244 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は サトウキビを栽培する予定であり、新規農家となります。

また、営農計画書も添付されております。

55ページをお開きください。

NO. 27は、譲渡人が所有する3筆の土地 770㎡で売買による所有権移転の申請となります。

取得後はタンカン・バナナを栽培する予定であり、新規農家となります。

また、営農計画書も添付されております。

65ページをお開きください。

NO. 28は、譲渡人が所有する6筆の土地 10,713㎡で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後はサトウキビを栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

以上7件とも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にお願いします。

4番 (榮委員)

農地法第3条の規定によるNO. 22の案件について調査報告を行います。

5月23日日曜日午後5時、譲受人の自宅にてお話を伺いました。申請書に記載された農地の地番、面積、贈与の形による所有権移転等、記載内容に相違ないことを確認いたしました。当該農地にタンカンの植栽を計画されているとのことでした。

次に、譲渡人には5月24日(月)午後12時本人宅にて面談致しました。受人への贈与である点、地番、面積等相違ないことを確認いたしております。

土地・農地について、5月24日(月)午前11時30分調査、当該農地の現況は、ポンカンの成木が5本、タンカンの苗木が数本植えられており、草刈り等の管理がされており、タンカンの植栽に向けた準備作業にとりかかっている様子が見られました。

なお、農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。
委員の皆様のご審議をお願いします。

6番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請書NO.23について、5月24日に受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

地番、面積、対価等申請書どおり間違いがないという事です。

委員の皆様のご審議をお願いします。

15番 (土浜委員)

農地法第3条の規定による許可申請書NO.23について、5月19日午後1時頃に渡人に電話で確認をしました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いがないとのことでした。

土地について、5月19日午後2時頃に笠利分室と一緒に現地確認をしました。申請地は用安神の子集落の山手の方にあり現在サトウキビの株出できれいに管理されていました。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議をお願いします。

6番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請書NO.24について、5月24日に受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

地番、面積、対価等申請書どおり間違いがないという事です。

委員の皆様のご審議をお願いします。

11番 (中山委員)

農地法第3条の規定によるNO.24について、調査報告いたします。

5月20日午前9時に渡人宅を訪問して直接話を聞きました。渡人は、今回申請の2筆の農地も荒らしていたので受人の方で重機を入れて農地として利用できる状態にしたとのこと、他の1筆は親戚の方が小作をしていたとの事であった。農地の所在や対価について確認したが申請書どおり間違いがないとのことでありました。

委員の皆様のご審議をお願いします。

15番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNO.24について、調査報告いたします。

土地について、5月19日午後2時頃に笠利分室と一緒に現地確認をしました。申請地は、現在サトウキビの株出できれいに管理されていましたが、一部は雑草が生えた状態で何も栽培されていませんでした。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議をお願いします。

3番

(肥後委員)

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請書NO.25について、受人、渡人、土地についての報告を致します。5月23日10時30分に受人宅を訪問しましたが留守でしたので隣に住む渡人宅に伺いお話を聞くことができました。渡人と受人は叔父と甥の関係にあり受人の父が経営する木造建築を中心とする職場で一緒に働いており渡人は、70代を超え1人住まいなので今まで農業の手伝ってくれた受人に農業を継いでもらう為に、今回の申請になったという事です。「申請に間違いはないのでよろしくをお願いします。」事でした。また、受人が留守のむね伝えましたら電話をして下さって私に代わり、受人からも話を伺いました。申請に間違いありません農業も頑張りますのでよろしくとの事でした。

土地について、受人、渡人の調査の後11時頃に現地を確認しました。

サトウキビの今期の収穫後きれいに手入れされている状態でした。受人、渡人、土地についていずれも問題はないと思います。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議をお願いします。

事務局

(竹田分室長)

農地法第3条の規定による許可申請書NO.26の譲受人に5月21日9時40分に電話をいたしました。

譲受人は龍郷町に居住しており、譲渡人とは親子関係とのことです。営農計画書にありますように現在は別の叔父が畑を利用しているようですが、話もしており特に問題もないようです。

申請内容について土地の所在、面積及び贈与に間違いのないとの事で確認が取れました。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

3 番

(肥後委員)

議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請書 NO. 26 について、渡人及び土地について調査しましたので報告致します。5 月 23 日 10 時 50 分渡人宅を訪問しましたが留守でしたので、隣に住む兄弟に調査の件をお話して渡人が帰られたら電話をくださるよう伝言をしておきましたら 14 時 30 分頃に電話がありましたのですぐに渡人宅に伺い調査を行いました。

渡人は、建設業を営んでおりますが、農業の部門と一緒に働いている長男に譲るために今回の申請になり、申請内容に間違いはないのでよろしく申し上げますとの事でした。

土地について、渡人に話をうかがった後 13 時に現地を確認しました。

土地改良の済んだスプリンクラーのついた立派な畑で、サトウキビの今期の収穫を終えきれいに手入れされている状態でした。渡人、土地についていづれも問題はないと思います。

農地法 3 条の調査書第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

2 番

(中棚委員)

議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請書 NO. 27 について、譲受人について、報告を致します。

5 月 19 日 11 時 30 分に現地の畑で話をうかがう段取りをしていましたが、土砂降りで見えが出来ず昼から本人の職場で話をうかがいました。

土地の所在、地番、面積、対価について確認しましたが間違いありませんとの事でした。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局

(竹田分室長)

農地法第 3 条の規定による許可申請書 NO. 27 の譲渡人に 5 月 21 日 9 時 30 分に電話をいたしました。

譲渡人は鹿児島市に居住しておりますが、譲渡人は障害を持っておられ、電話での対応は困難との事で息子さんと電話での確認を行いました。

申請内容について土地の所在、面積及び売買金額等について間違いなしとの事で確認が取れました。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

8 番

(前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請書N0.27の土地について、5月19日(水)午前11時より、中棚委員、岩元推進員の3名で調査しました。

この農地は、現在雑草が茂り草丈は大人の胸の高さまで伸びている状態ではありますが雑木は1本ほどしか確認できませんでしたので、重機等を導入したら農地として再生可能です。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

9 番

(栄委員)

農地法第3条の規定による許可申請書N0.28は野崎委員と合同で、譲受人、譲渡人、土地について調査を行いました。

13時30分頃に受人の自宅にて、話をうかがいました。受人はサトウキビ専業農家として長年営んでいて、渡人が姉婿とのことでした。

この度、渡人から土地6筆の贈与を受けることになりました。

私報告分5筆は、以前から受人が耕作をしていますとのことで、受人が耕作している土地は管理が行き届いておりました。

一部の土地については、数年耕作されていな様で、草やカズラが生い茂っていました。きれいな畑にしますとの、受人の発言がありますので、問題ないものと思います。

渡人は施設へ入所中とのことで、渡人宅に娘さんが居住していたので、14時10分頃渡人宅を訪問しましたが留守でした。携帯にも電話を掛けましたが話をうかがうことができませんでした。15時37分頃、渡人の娘さんから携帯に連絡がありました。話を伺いますと、申請書のとおりで間違いありませんので宜しくお願い致しますとの事でした。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

16 番

(野崎委員)

農地法第3条の規定による許可申請書N0.28の土地について報告いたします。

譲渡人が農業を出来なくなってから譲受人がサトウキビを植えて耕作している農地です。

5月16日午後1時30分、譲受人と栄委員、私と3人で農地の確認をしました。サトウキビが刈り取られ、現在もサトウキビが生えている状況でした。農業委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

日程第4

議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

(事務局の朗読及び説明)

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について

78ページをお開き下さい。

NO.4になります。申請人の所有する土地、6,724㎡になります。倉庫として使用するための申請でございます。

申請地は笠利総合支所から南西へ約3.3kmに位置し、土地改良事業を導入した区域であるため、農地区分は第1種農地と判断されます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
順次届出人、土地の順にお願いします。

10番 (泉委員)

農地法第4条の規定による許可申請書 NO.5の届出人について調査報告いたします

届出人については、新規に購入するトラクターの倉庫を作ることを目的での新背うである。事業計画書や資金面についても特に問題はないものと思います。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

15番 (土浜委員)

農地法第4条の規定による許可申請書 NO.5の土地について調査報告いたします

5月19日午後3時頃現地の確認をしてきました。申請地は、節田集落と平集落の幹線道路沿いにあり現在は、牧草が刈り取られた状態でした。自分の牧草畑の中ですのでなんの問題はないと思います。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

全員賛成であります。

よって、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

日程第5

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、No.12の貸借権設定については、調査を行ったところ農振地域内と判明したため、許可申請人から申請を取り下げたところです。報告します。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

(事務局の朗読及び説明)

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

90ページをお開き下さい。

No.12につきましては、会長の説明通りでございます。

108ページをお開き下さい。

No.13につきましては、譲渡人の所有する笠利町大字平の土地 2,322㎡を譲受人が農業用倉庫として使用貸借権設定を行うものでございます。

申請地は、笠利総合支所から南西に約3.3kmの場所に位置する箇所です。土地改良事業を導入した区域であるため、農地区分は第1種農地と判断されます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にお願いします。

10番

(泉委員)

農地法第5条の規定による許可申請書5条のNo.13の受人、渡人、について報告します。

受人と渡人は親子であり、5月19日にお会いして話が聞くことができ、申請内容の確認がとれました。申請のとおりでの使用貸借権設定で間違いありませんという事でございます。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

15番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.13の土地について調査報告をいたします。</p> <p>5月19日午後3時ごろ現地確認をしてきました。</p> <p>申請地は、節田集落と平集落の幹線道路沿いにあり、現在は牧草が刈り取られた状態でした。本人の牧草畑の中ですのでなんの問題もないと思います。</p> <p>委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第6</p> <p>議案第29号「非農地の認定について」を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(政局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>議案第29号、「非農地の認定について」非農地の認定について3件の申請が出ております。</p> <p>117ページをお開きください。笠利町大字外金久の1筆で3,204㎡の土地でございます。申請地は123ページの写真でもわかるように山の斜面にあり、樹木が生い茂っている状況であり、農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。</p> <p>124ページをお開きください。住用町大字山間の1筆で1,338㎡の土地でございます。申請地は平成20年頃から非耕作地となっており、現在は雑木や雑草</p>

が生い茂り農地への復旧が困難（所有者の高齢化）な状況からの非農地としての申請です。

129ページをお開きください。名瀬有屋町の2筆の土地で731㎡の土地でございます。申請地は133ページからの写真でもわかるように山の斜面にあり、樹木が生い茂っている状況であり、農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いたします。

議長

（吉会長）

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

11番

（中山委員）

非農地申請書のNo.5について、調査報告をいたします。

5月19日 14:30 願出人宅を訪問して直接話を聞きました。申請書の地図や写真等で所在地の現状を確認したところ、間違いのないことである。

委員の皆様のご審議をお願いします。

4番

（榮委員）

非農地証明願 No.6 について調査報告いたします。

5月23日（日）、午後4時過ぎ申請人自宅にて本人よりお話を伺いました。ご高齢な上に農業に従事することがなれず、耕作放棄地となり、原野化した現状と経緯を伺いました。現況も原野化（雑木林化）この戸玉集落は、過去・現在・将来にわたって採石事業に翻弄された経緯と現在進行形の状況が今も続いており、農地が農地として活用できなかった事情も私自身理解しております。個人的にも内心じくじたる思いがあります。

非農地化の流れはやむを得ない仕儀かと思われれます。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局

（政局長）

No.7の願出人の調査報告をいたします。5月18日午後17時35分に、非農地申請内容の確認を致しました。

申請地は平成17年頃から休耕地となっており、樹木が生い茂り原野化していることから申請に至りましたとの事でございます。

申請の土地の所在、筆数、面積等についてもその通りですのでよろしくお

願いますとのことをございました。

委員の皆様の審議方よろしくお願います。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「なし」 の声あり)

全員賛成であります。

よって、「議案第29号 非農地の認定について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第7

議案第30号 奄美農業振興地域整備計画の変更(編入)について、を議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(政局長)

(事務局の朗読及び説明)

138ページをお開き下さい。

No.5につきましては、土地の所在は、奄美市名瀬大字名瀬勝字ボレ松1281番20他2筆で、地目は山林で72,016㎡の編入申請でございます。編入理由は、果樹を経営支援対策事業を活用してタンカンの新植を行うための編入申請でございます。

詳しくは、担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 番

(岸田委員)

奄美農業振興地域整備計画の変更、編入について土地の調査報告を致します。
5月17日、午前10時に申請人である(有)奄美農園、代表取締役の指宿さん立ち合いのもと現地にて調査を行いました。

場所は151ページをご覧ください。

名瀬勝・崎原線の分岐点近くにあり、先月農振編入申請があった山林の、すぐ横になります。

以前から、タンカン栽培されているとのことで綺麗に区画整理され、農振編入後は果樹対策事業でタンカン苗木を補助してもらい、すぐに植栽されるという事でした。

地目は山林でありますが今回の農振編入に、なんら問題ないと思われま

す。委員の皆様のご審議、よろしく申し上げますとの事でした。

農林水
産課

(池係長)

ここで、農林水産課の方から補足説明を行う。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更・編入)については審議の結果、承認という意見を市長に答申することに決定いたしました。

日程第8

議案第31号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(政局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第31号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>日程第9</p> <p>議案第32号奄美市農用地利用集積計画(農地中間管理権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(政局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p>

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第32号奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

議長

(吉会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和3年 5月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 寺師 清満

署名委員 濱手 薫

作成者 政 新一郎